

岐阜県手数料納付確認書

(都市の低炭素化の促進に関する法律に関する事務の手数料用)

令和8年10月1日時点

申請者													
住所氏名													
建築場所													
地名地番													
申請の種類	☐ 低炭素建築物新築等計画認定申請 ☐ 変更低炭素建築物新築等計画認定申請 法第54条第2項の申出 ☐ 有 ☐ 無 納付金額の算定式※												
	☐ 軽微変更該当証明交付申請 法第54条第2項の審査部分の床面積 m ²												
納付方法	☐ POSレジ端末【現金】 ☐ POSレジ端末【キャッシュレス】 納付金額(①+②) 円												
適合証等の添付	☐ 有り ☐ 無し												
建築物の用途	☐ 一戸建て住宅 ☐ 共同住宅等												
	☐ 非住宅建築物 ☐ 複合建築物 円												
<住戸数>	住戸数: 戸												
<住宅の共用部分面積>	m ² 低炭素建築物認定審査① 建築基準関係規定適合性審査②(別紙)												
<非住宅部分面積>	m ² 円 円												
	認定申請				変更認定申請				軽微変更該当証明申請				
	適合証等有り	適合証等無し			適合証等有り	適合証等無し			適合証等有り	適合証等無し			
		誘導仕様基準	仕様・計算併用法	左記以外		誘導仕様基準	仕様・計算併用法	左記以外		誘導仕様基準	仕様・計算併用法	左記以外	
一戸建て住宅	☐ 5,000 円	☐ 19,000 円	☐ 28,000 円	☐ 37,000 円	☐ 3,000 円	☐ 10,000 円	☐ 14,000 円	☐ 19,000 円	☐ 2,000 円	☐ 5,000 円	☐ 7,000 円	☐ 10,000 円	
共同住宅等の住戸部分	1 戸	☐ 5,000 円	☐ 19,000 円	☐ 28,000 円	☐ 37,000 円	☐ 3,000 円	☐ 10,000 円	☐ 14,000 円	☐ 19,000 円	☐ 2,000 円	☐ 5,000 円	☐ 7,000 円	☐ 10,000 円
	～ 5 戸	☐ 10,000 円	☐ 36,000 円	☐ 55,000 円	☐ 75,000 円	☐ 6,000 円	☐ 19,000 円	☐ 29,000 円	☐ 38,000 円	☐ 3,000 円	☐ 9,000 円	☐ 14,000 円	☐ 19,000 円
	～ 10 戸	☐ 17,000 円	☐ 51,000 円	☐ 78,000 円	☐ 105,000 円	☐ 10,000 円	☐ 27,000 円	☐ 41,000 円	☐ 54,000 円	☐ 5,000 円	☐ 14,000 円	☐ 20,000 円	☐ 27,000 円
	～ 25 戸	☐ 29,000 円	☐ 74,000 円	☐ 110,000 円	☐ 148,000 円	☐ 17,000 円	☐ 40,000 円	☐ 58,000 円	☐ 77,000 円	☐ 9,000 円	☐ 20,000 円	☐ 29,000 円	☐ 38,000 円
	～ 50 戸	☐ 49,000 円	☐ 112,000 円	☐ 162,000 円	☐ 212,000 円	☐ 29,000 円	☐ 61,000 円	☐ 86,000 円	☐ 111,000 円	☐ 15,000 円	☐ 30,000 円	☐ 43,000 円	☐ 55,000 円
	～ 100 戸	☐ 87,000 円	☐ 169,000 円	☐ 236,000 円	☐ 305,000 円	☐ 52,000 円	☐ 93,000 円	☐ 127,000 円	☐ 161,000 円	☐ 26,000 円	☐ 47,000 円	☐ 63,000 円	☐ 80,000 円
	～ 200 戸	☐ 138,000 円	☐ 241,000 円	☐ 325,000 円	☐ 413,000 円	☐ 83,000 円	☐ 134,000 円	☐ 176,000 円	☐ 220,000 円	☐ 41,000 円	☐ 67,000 円	☐ 88,000 円	☐ 110,000 円
	～ 300 戸	☐ 174,000 円	☐ 311,000 円	☐ 426,000 円	☐ 541,000 円	☐ 104,000 円	☐ 173,000 円	☐ 230,000 円	☐ 288,000 円	☐ 52,000 円	☐ 86,000 円	☐ 115,000 円	☐ 144,000 円
301 戸～	☐ 186,000 円	☐ 354,000 円	☐ 490,000 円	☐ 635,000 円	☐ 111,000 円	☐ 196,000 円	☐ 264,000 円	☐ 336,000 円	☐ 56,000 円	☐ 98,000 円	☐ 132,000 円	☐ 168,000 円	
	適合証等有り	適合証等無し			適合証等有り	適合証等無し			適合証等有り	適合証等無し			
共同住宅等の共用部分	～ 300 m ²	☐ 10,000 円	☐ 118,000 円			☐ 6,000 円	☐ 60,000 円			☐ 3,000 円	☐ 30,000 円		
	300 m ² 超～ 1,000 m ²	☐ 18,000 円	☐ 149,000 円			☐ 11,000 円	☐ 76,000 円			☐ 5,000 円	☐ 38,000 円		
	1,000 m ² 超～ 2,000 m ²	☐ 29,000 円	☐ 195,000 円			☐ 17,000 円	☐ 100,000 円			☐ 9,000 円	☐ 50,000 円		
	2,000 m ² 超～ 5,000 m ²	☐ 87,000 円	☐ 304,000 円			☐ 52,000 円	☐ 161,000 円			☐ 26,000 円	☐ 80,000 円		
	5,000 m ² 超～ 10,000 m ²	☐ 138,000 円	☐ 390,000 円			☐ 83,000 円	☐ 209,000 円			☐ 41,000 円	☐ 104,000 円		
	10,000 m ² 超～ 25,000 m ²	☐ 174,000 円	☐ 466,000 円			☐ 104,000 円	☐ 251,000 円			☐ 52,000 円	☐ 125,000 円		
	25,000 m ² 超	☐ 218,000 円	☐ 543,000 円			☐ 131,000 円	☐ 293,000 円			☐ 65,000 円	☐ 147,000 円		
		適合証等有り	適合証等無し			適合証等有り	適合証等無し			適合証等有り	適合証等無し		
		モデル建物法	左記以外			モデル建物法	左記以外			モデル建物法	左記以外		
非住宅部分	～ 300 m ²	☐ 10,000 円	☐ 94,000 円	☐ 247,000 円	☐ 6,000 円	☐ 48,000 円	☐ 124,000 円	☐ 3,000 円	☐ 24,000 円	☐ 62,000 円			
	300 m ² 超～ 1,000 m ²	☐ 18,000 円	☐ 120,000 円	☐ 309,000 円	☐ 11,000 円	☐ 62,000 円	☐ 156,000 円	☐ 5,000 円	☐ 31,000 円	☐ 78,000 円			
	1,000 m ² 超～ 2,000 m ²	☐ 29,000 円	☐ 158,000 円	☐ 399,000 円	☐ 17,000 円	☐ 82,000 円	☐ 202,000 円	☐ 9,000 円	☐ 41,000 円	☐ 101,000 円			
	2,000 m ² 超～ 5,000 m ²	☐ 87,000 円	☐ 256,000 円	☐ 569,000 円	☐ 52,000 円	☐ 137,000 円	☐ 293,000 円	☐ 26,000 円	☐ 68,000 円	☐ 147,000 円			
	5,000 m ² 超～ 10,000 m ²	☐ 138,000 円	☐ 334,000 円	☐ 701,000 円	☐ 83,000 円	☐ 181,000 円	☐ 364,000 円	☐ 41,000 円	☐ 90,000 円	☐ 182,000 円			
	10,000 m ² 超～ 25,000 m ²	☐ 174,000 円	☐ 402,000 円	☐ 829,000 円	☐ 104,000 円	☐ 218,000 円	☐ 432,000 円	☐ 52,000 円	☐ 109,000 円	☐ 216,000 円			
	25,000 m ² 超	☐ 218,000 円	☐ 471,000 円	☐ 946,000 円	☐ 131,000 円	☐ 257,000 円	☐ 495,000 円	☐ 65,000 円	☐ 129,000 円	☐ 247,000 円			
	* 年 月 日	番 号	* 第 号	建築物の種類	* 1 ・ 2 ・ 3								

この納付確認書は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく認定、変更認定及び軽微変更の手数料を納付する際に使用するものです。

* 印の欄以外は、申請者が記入してください。□には該当するものに☑印を記入してください。

「適合証等」は、事前審査による適合証、設計住宅性能評価書など県が別途定める書類です。

※ 納付金額の算定について

併用住宅は共同住宅等の住戸部分の一戸の区分により算出してください。

共同住宅等においては、共同住宅等の住戸部分の住戸数に応じた金額に共用部分の面積に応じた金額を加算してください。

共同住宅等を複数の計算方法により評価する場合は、各々の計算方法により評価する住戸数に応じ算出した合計額としてください。

(ただし、全体住戸数を仕様基準、仕様・計算併用法以外の欄(仕様基準・仕様計算併用法のみの場合は「仕様・計算併用法」)にて算出した額を超える場合は、当該額とする。)

複合建築物においては、住宅の区分に応じた金額に非住宅部分の面積に応じた金額を加算してください。

■ 建築基準関係規定適合性審査を申し出る場合

法第54条第2項の申し出をした場合は、当該欄の手数数を加算した額が認定・変更認定の申請手数料となります。

建築確認申請時に使用する手数料納付確認書を別紙として添付し、金額を②欄に記入してください。